

第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議専門部会 概要

(手話言語条例(案)の検討)

- 1 日時 令和7年6月10日(火) 14:00~14:50
- 2 場所 広島県庁 本館 6階講堂
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

(1) 開会

事務局から委員の出席状況について説明

(2) 「手話言語条例」の素案及び条例名に対する意見について

資料2及び資料3により、事務局から説明

(会長)

まずは素案について質問・意見をお願いしたい。

(委員)

前文について、追加意見を出したい。昭和20年の被爆後、各市でろうあ協会が設立され、ろう者はその経験を手話で語り継ぎ、受け継いできた。各市におけるろうあ協会の活動がなければ、経験の受け継ぎは難しかったので、そのことも文言に追加してほしい。

(事務局)

手話に関連する団体は様々あり、本条例制定の会議についても多くの団体に参加いただいていることから、特定の団体名を入れるのは控えたいと考えており、現行どおりの記載としたい。

(委員)

事務局の意見について了解した。先のろうあ連盟の意見はなしとする。

もう一点、目的において「手話の習得の機会」を「手話の使用及び習得の機会の確保」としてはどうか。基本理念では「手話の使用」が記載されていることから、記載漏れかとも考えたがどうか。

(事務局)

県民がより多くの機会に手話を使用する社会の実現を目的に、「手話の使用」という文言を入れている。条文形式にした際にどのような表現が良いのか、事務局として整理したい。

(委員)

了解した。

(委員)

「5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援」3行目に、「必要な人材の確保」との記載がある。他県ではあまり見られないが、具体的になにを指しているのか。

(事務局)

現時点で確約はできないが、本条において事務局で想定しているのは、学校からの求めに応じて手話学習取組の先進事例・カリキュラムなどの情報の提供、手話言語理解促進を目的とした小中高向けの学習教材作成・配布、あいサポート運動を活用した出前講座などの技術的な助言、「必要な人材の確保」の部分については手話の習得に必要な人材として、手話通訳者など講師のあっせんをイメージしている。

(委員)

内容を聞くと、文中にある情報の提供や必要な支援に含まれる。「必要な人材の確保」は削除してはどうかと思うが、どう考えるか。

(事務局)

1回目の検討会議後、委員に意見照会をした際に提案があり反映している。削除については、会議の意見に応じて対応したい。

(委員)

ろうあ連盟としてはそのままの文言としてほしい。学校の先生は手話をすべてわかるわけではない。折角手話を覚えても異動してしまい、その後にまた手話を知らない先生がきてしまう。厳しい表現だというなら、文末を「努める」に変えるのはどうか。

(委員)

学校では、手話が習得できていない職員に対して研修を行っている。県としても専門性の向上として、様々な研修の機会を設けており、学校の中で子供たちが必要なコミュニケーション手段が獲得できるよう努力している。

ただ、人材の確保について、教員の配置については法に基づいて実施しているため、その他に職員を配置することができない。幅広い意味に受け止められてしまうため、条例の文言としては相応しくないと考えている。

(委員)

意見も分かるが、いまは手話言語条例の話である。学校の中で手話を使うということであれば、手話通訳を連れてくるのではなく、手話ができる人が学校にいたことが大事だと考える。教員の数を増やして欲しいというわけではなく、適材適所で手話のできる人を配置して欲しいということであり、そういった意味でも文言は残してほしい。

(委員)

手話のできる人材を適材適所ということであるが、先ほど申し上げたとおり法律に基づいて配置することとされている。そのため、手話が十分でない教員に対し、手話の研修等を重ねて行うことで、専門性の担保を考えている。

(会長)

私から委員に確認したいが、「努める」に変えてみてはという意見があったが、それでも難しいということか。

(委員)

教員の配置については、法に基づいて配置されるとされており、「努める」という文言でも非常に困難と考える。文言として幅広に解釈されることが懸念されるので、削除してほしいと考えている。

(会長)

他県では、教員の確保について記載している条例もある。他県で記載が出来て広島県で難しい理由は何か。

(委員)

他県の情報をもっていないので、お答えを控えたい。

(会長)

他県の条例では記載されており、広島県では記載できないとしたら、その理由について何らかの説明が必要と思う。そのあたりについては、事務局に継続して調査をしていただくということで良いか。

(事務局)

様々な意見をいただいたが、県としても条例をつくる上で、誤解を招くような表現や、県の考えと当事者の受け取る思いが乖離することは避けるべきと考えている。該当の部分は今課題が明らかとなったので、事務局で一旦預かり、教育委員会も含めて検討し、再度提案させていただく。

(会長)

教員への研修については既に行われているとのことであったが、他県の条例では研修について入れているものもある。そういったことを条例に入れることについては、教育委員会の立場ではどう考えているか。

(委員)

学校では児童生徒の実態が多様なことから、適切な手段を選択する、あるいは組み合わせを使っていくことが求められていると考えている。児童生徒が適切なコミュニケーションを選択して使用できることができるよう、指導を行っているところ。そのため、教員としては、様々な手段について知識を広げ、そのための研修を各学校で行っている。条例に研修について盛り込むかは私の方で考えがない。ただ、学校現場では既に様々な研修を実施している。情報の提供やその他必要な支援に含まれるかと考えている。

(会長)

「必要な支援」に含まれるかと思うが、手話言語条例が作られる背景として、学校で禁止されていた、軽んじられていたという歴史的な背景もあるので、既に実施していることでも改めて記載することは意味があると思う。この部分も含めて、事務局に改めて検討していただくことでよろしいか。

(委員)

教育委員会からの説明を聞くと、先生の数の確保を、増やすという意味で受け取っていないか。今いる教職員に技術を身に付けてほしいという意味で、「人材の確保」を受け取っている。折角手話を身に付けても、異動等で身につかないのではと考えている。

(委員)

聴覚障害のある子どもに対し、手話が大事であることは認識している。手話ができる職員を増やすという意味には捉えていない。手話ができる職員が聴覚障害のある学校から異動することもあがるが、そのことで他の学校で支援の助けになることも多くなる。そういったことも含めて、県全体で教員が配置されていると考えている。

(委員)

異動の点は了解している。義務的な言い方になっていると思うが、柔らかな言い方に変えても、「必要な人材の確保」は残して欲しい。それが省かれると、「必要な人材」が無いと捉えられかねない。できるように努力をして欲しいということで、柔らかい文言に変えられないか。

(会長)

この場で議論を進めるには情報が不足している部分もあるので、事務局で再度調査・整理して、委員に示してもらおうことでよいか。

(委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

私から1点提案がある。「言語としての手話の認識」の部分について、「県民は手話を言語として認識するよう努める」となっている。認識で終わってしまい、その上でどのような行動をとるか示されていない。「県民は手話を言語として認識し、手話を使う権利が尊重されるよう努める」としてはどうか。手話が言語であることを認識する、それに基づいて、手話が必要な人が具体的な場面で手話を使えるよう、協力していくという意味合い。

(委員)

とても良い意見だと思う。私たちとしても是非追加して欲しい文言。

(委員)

今日は条文を考えているが、制定後に効果が出ていない条例が多い。「4 手話の習得の機会の確保」が本当にできるのが心配である。他県で先進事例があると思うが、なにか県としてイメージがあるのか。

(事務局)

実際の取組については検討中。乳幼児の手話習得環境について、まずは実態把握を行い、手帳初回交付時に保護者に情報提供できるシステムなどを考えていきたいが、具体的にはっきりとある訳ではない。この条例と並行して考え、お示ししていきたいと考えている。

(委員)

乳幼児の聴覚検査では、聞こえないことが分かった後、3カ月放置される。待たなくても親の支援をしてもらえるような制度を作ってほしい。

(会長)

他になければ、資料3の条例名について移りたいが。こちらについてはなにか意見はあるか。

(委員)

特に意見なし

(会長)

それでは、専門部会案で「広島県手話言語条例」とさせていただく。

本日の議論を踏まえて、事務局の方で進めてほしい。

(3) 閉会

(事務局)

短い時間であったが色々御意見いただいた。特に学校の部分については、宿題として事務局でお預かりする。表現方法については、誤解を与えないよう、慎重に適切な表現とし、県として理由を示した上で提示させていただく。

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 概要

(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例(案)の検討)

- 1 日時 令和7年6月10日(火) 15:00~16:30
- 2 場所 広島県庁 本館 6階講堂
- 3 出席者 別紙出席者一覧のとおり
- 4 次第 別紙のとおり
- 5 会議概要 各委員の発言は、いずれも要旨である。

(1) 開会

事務局から委員の出席状況について説明

(2) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例」の素案及び条例名に対する意見について

資料1及び資料3により、事務局から説明

(事務局)

手話言語条例専門部会の議論について報告させていただく。手話言語条例の条文案において、学校分野の「必要な人材の確保」という文言について、再度事務局で整理することになっている。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例についても、学校に関する項目で「必要な人材な確保」の文言を入れている。手話言語条例にこの文言を入れる際、事務局として横並びで入れた経緯があるので、専門部会の議論に併せて対応したいと考えている。

議論の内容を簡単に申しあげると、県と学校と当事者の思いが一致せず、誤解を与える可能性があるという意見があった。実際に教員を確保すると解釈されないかということについて議論があり、削除するべきという意見、残すべきという意見、あるいは文末を「努める」の文言に変更する等、様々な意見を頂戴した。どのようにするかは事務局にて整理し、対応方針を決定したら、各委員にお示しをしたい。

(会長)

この部分について、検討会議として意見はあるか。

(委員)

元々私が「必要な人材の確保」を提案したので、再度意図を説明させていただく。北海道ろう学校における訴訟判決で、「人が足りないから仕方がない」というろう者からみて極めて不当な判決がされており、この判決が悪用をされてしまうと困ると考えている。ただ、学校現場に対して手話のできる教員の確保を負わせるわけにいかず、行政として現実的にできる方法でやった方がよいと考えている。表現について、別の言い方に変えるのは良いと考えているが、条文内に入れておく必要はあると考えている。

(委員)

現実的にできる方法とのことだが、学校においては、子供たちの一人一人に応じたコミュニケーション手段の獲得を重要視しており、実態に応じた適切なコミュニケーションが行うことができるよう指導している。そのため、学校や県では、教員の専門性向上を目指し、人材育成・専門性の担保を図っている。現在の文言では、誤解を与える可能性があるため、削除してはどうかと意見を出した。

(委員)

障害のある人への差別と偏見については、半世紀経ったが全く減っていないと懸念している。学校に良い先生は沢山いるが、特別支援教育はあまり進んでいない。不登校が増えているが、障害のある子供との接点を増やすことで、ある程度防げるのではと考えている。この条例で一番大事なのは障害に理解のある人を増やすことと考えている。児童期から、地域のあらゆる人材を活かして協力体制を求めていくことはとても大事なことだと思う。そういった観点で、「支援体制を構築する」などに文言を変更し、地域との連携、地域の人材を活かすという意味合いの文言も検討できるのは。

(委員)

歴史的経緯も踏まえた上で手話言語条例が成立していることを忘れないでほしい。学校で手話が禁止され、手話のできる教員を一方向的に追放してきたという、残念な歴史がある。それに対する反省の上に手話言語条例が出来ていることを考えると、本来であれば、手話のできるろう者が教員として配置されないと話しにならない。ただ、実現可能性から、それを明記する訳にはいかないのは理解している。「誤解される」という言い方は残念。学校が努力していることについて意見を言っているわけでない。条例を作るのは、過去の間違った歴史を清算し、より良い社会をつくっていくことである。委員の皆様には、歴史的な認識を持った上で考えてほしい。

(委員)

視覚障害者情報センターは中央特別支援学校に隣接しているが、全国的に視覚障害の生徒は減少し、一般校に入っている生徒が増えている。視覚障害についての意思疎通は点字だが、一般の学校では点字に訳すことが課題となっている。ボランティアに頼っているが、高齢化もしており将来的な不安を感じている。「人材の確保」は非常に幅が広いと考えるが、教員だけでなく様々な

支援する人材がいるということを考えていただきたい。

(委員)

専門部会でも削除には反対させていただいた。教育委員会は障害のある子供に対し、特別支援学校で集中的に考えているのだろうが、一般校に通っている子供も増えている。この状況に対しては、先生に向けた支援が必要。人材の確保は大事なので、是非残してほしい。

(委員)

地域の小中学校、高等学校、その他の学校には様々な障害のある子供が通っており、個々の子供たちに必要な支援の重要性も認識している。例えば、特別支援学校のセンター的機能として、特別支援学校の教育相談主任が小学校・中学校・高等学校に訪問したり、電話で相談を受けたりする支援体制を構築している。また、県としても特別支援学校だけでなくすべての学校で障害のある子供たちへの指導の専門性を考えて、様々な施策や情報提供を実施している。歴史的経緯は大変重く受け止めている。そのうえで、様々な実態の児童生徒が在籍することを考えると、すべての学校において高い専門性のある指導が行われるよう取り組んでいるところである。「必要な人材の確保」と記載されていた場合、職員の配置に係る人材と幅広に誤解して捉えられかねない可能性があるため、条例として記載せず、情報提供や必要な支援に含まれるとして意見を出させていただいた。

(委員)

「誤解を与えかねない」という言葉は、この会議で使ってほしくない。誤解をすると思っているのは、その発言者である。誤解しないような条文にすれば良いだけで、県民への啓発も謳っているから、誤解を与えかねないという発想自体が障害者に対する差別や偏見ではないか。色々実施しているというが、それなら何故学校現場の教員から子供たちへの差別が無くならないのか。おためごかしの言い方をしないでほしい。言っていることはわかるが、言っていることと現実にギャップがありすぎる。環境を前進させるため、条例の議論をしていることを忘れないで欲しい。

(会長)

このことについては専門部会でも多くの御意見をいただいた。大事なテーマではあるが、時間も限られているので、事務局で整理し、委員に示すように進めさせていただきたいと思う。

(各委員からの異議なし)

(会長)

それでは、素案について他の意見・質問を受け付けたい。

(委員)

障害の社会モデルについては、現場ではまだ支援体制が整っていないと感じているが、大切に

していきたいと考える。その中で制定後の普及啓発について説明があったが、県として、条例制定後の普及に向けた啓発資料について、どのようなことを考えているのか、補足説明をお願いしたい。

(事務局)

県では既にあいサポート運動の啓発パンフレットを作成しているが、他県では条例制定後に、どのような障害特性と意思疎通があるかを説明する啓発資料をつくっている。それらを参考に、県民にわかりやすい啓発資料を検討していきたい。

(委員)

当協会としても是非協力していきたいので、今後共有していただきたい。もう一点確認になるが、意思疎通手段の文言整理について、今後の整理は理解した。今回発達障害や自閉症の人向けの意思疎通手段も盛り込んでいただいたことで、画期的な条例になると考えている。ただ、条例における定義の意思疎通手段の列挙は、全ての障害者が対象ということを表す大事な部分であると考えているので、県においては留意してほしい。

(事務局)

意思疎通手段の幅広い列挙は、県としてもオリジナルであり、可能な限り採用したいと考えている。新旧の入り乱れや重複等ないか整理する中で、文言を修正するのはご理解いただきたい。

(委員)

事業所の役割について、基本理念に入れてもらったことに感謝する。職場については対象が不明確であったが、記載していただいたので分かりやすくなったと思う。基本理念に記載したことで、事業者や県民が考えるきっかけになると思う。条例制定により、実際にどのようになっているか、そして建設的な対話ができるような条例になれば良い。普及啓発資料についても言及してもらったが、あいサポート運動の冊子も刷新され、視覚障害や知的障害の人にも分かりやすくなっている。私達の活動の中でも活用しているので、こういったものが広まるとよい。

(委員)

当事者からの意見を取り入れており、良い条例が出来ると思う。県議会には、関係者団体から概ね理解を得た、あるいは一定の理解が得られた、という文言を添えて提出するのですが、そういったファイルを作成するのは若い職員ですかね。本当にそうか、実際には違うと思うのなら、(嘘)のファイルを作るか、公益通報という手段もあるので、そのあたり、若い職員の感性に任せたいと思います。懸念しているのは財政上の措置。「努める」になっているが、「講じなければならぬ」にして、縛ってほしい。何かをやる場合予算が伴うことが多く、結局予算が無いと言われ、折角の条例が絵に描いた餅状態になりかねない。そのような条例を制定することに加担したと言われたくない。必ず「講じなければならぬ」、としてください。

(事務局)

財政上の措置については、県の予算には限りがあることもあり、我々も予算の確保につとめるが、現行通りの記載とさせていただきます。

(委員)

国から交付があっても、流用されてしまうこともある。県として「努める」にすれば条例違反を避けられると考えているのであれば、考えを改めていただきたい。当事者の方を向いて、実効性のある条例とするため、財政上の措置は義務化してほしい。

以前の苦い経験から。

東京の情報文化センターの事業で、国からの委託で、全国要約筆記指導者養成講座があった際、全国の都道府県から5名の枠で募集があった。広島県要約筆記サークル連絡会として、関係者に声をかけ、長期で、東京まで行って宿泊して研修を受けるということになりますが、と無理を言っていて5名の方に受講してもらうことになった。厚生労働省からは、各都道府県に5名分の交通費と宿泊、研修にかかる諸費用が全額補助されるということだったので、県に申請すると、「そんなお金はない」と言われた。あれ？話が違う、と思い、厚生労働省の担当者に確認すると、「ちゃんと、各都道府県には地方交付税に上乘せして、渡してあります」という回答。そのことを県に伝えると「1名分、確保したので、これで勘弁してほしい」と言ってきました。仕方なく、5名に1名分の予算を分けて、不足分を自腹で行ってもらい、大きな経済的負担をかけてしまったという経緯がある。地方交付税というのは、各自治体が何にでも使える予算ということで、県は、すでに他の予算に振り分けていたのでしょうか。1名分をどこからかかき集めたのか知りませんが、本来なら5名分あったと思います。予算措置の根拠がないと、同じように国から、この条例のために下りた予算を流用され、目的外使用という事態になります。そうならないために、財政上の措置では、「講じなければならない」という表現にすることを強く要請します。

(会長)

事務局として、意見を聞いたということでよいか。

(事務局了解)

(会長)

それでは私から、障害者の役割の部分について意見をさせていただきます。修正をしてもらっているが、修正案でも「努める」が残っているのが気になる。例えば、「意見表明の権利を有する」権利を使うこと、つまり「意見を表明することが奨励される」などとしてはどうか。条例が障害者個人に何か義務を課すのではなく、権利を保障する文面にした方がよいと思う。条約や他の条例で記載されているケースもあるので、改めて事務局は検討してほしい。

委員から、この項目について他に御意見あるか。

(各委員からの意見なし)

(会長)

それでは、素案は以上として、条例名について議論させていただく。事務局からは、正式名称・通称ともに国の法律に準じた提案があったが、意見はあるか。

(委員)

通称が長いとは感じるが、提案された内容と理由について特に問題はないと考えている。

(委員)

長いと思うが、アクセシビリティは十分に知られていない単語であり、通称で採用するのは賛成である。

(委員)

条例制定後に向けた普及で、兵庫県のような愛称も検討してほしい。条例制定をきっかけに、県民の障害への理解が進み、様々な研修等増えればよいと考えている。

(会長)

他に御意見はないようなので、本日の内容を踏まえ、事務局で整理をお願いしたい。

最後に、今後のスケジュールについて事務局に説明をお願いしたい。

(事務局)

本日の意見も踏まえ、2つの条例の素案を完成させ、庁内における法制部局との協議や県議会における説明を実施する。その後、7月にパブリックコメントを行うとともに、県の施策推進協議会への諮問を予定している。次回の検討会議は8月を予定している。次回の会議では、パブリックコメントも踏まえた県の修正内容を報告させていただき、9月議会に議案として提出したいと考えている。

(委員)

学校における「必要な人材の確保」については、いつ頃までに整理するか。

(事務局)

できれば今月中に整理して、皆様にご報告したい。

(委員)

その際、改めて意見を言うことは可能か。

(事務局)

パブリックコメントと並行して、皆様にも意見を頂きたいと考えている。

(会長)

検討会議の結果を踏まえた素案として、パブリックコメントを実施すると思うので、パブリックコメント前に委員に示して確認いただくのが良いのでは。

(事務局)

時期の約束はできないが、なるべく早く整理し示したい。

(委員)

8月の会議日程はもう決まっているのか。

(事務局)

改めて、日程の調整をさせていただきたい。

(3) 閉会

(事務局)

計3回にわたり、様々な御意見・御要望をいただいた。継続的に検討すべき部分もあるので、早急に対応方針を整理し、お示しさせていただきたい。今後のスケジュールは先程も説明をしたが、これから内部整理や議会、施策推進協議会等の手続きを進める。これまでの審議・意見に感謝申し上げるとともに、この条例が皆様にとって良い条例となるよう、また広島県らしい条例になるよう、最後まで御支援・御協力をお願いしたい。

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の
第3回検討会議及び第2回専門部会 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

	所 属	氏 名(職)	専門部会
1	広島盲ろう者友の会	大杉 勝則 (理事長)	○
2	広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美 (会長)	
3	広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター (代理)	金岡 峰夫 (事務局長兼副所長)	
4	広島自閉症協会	金丸 博一 (理事)	
5	広島県要約筆記サークル連絡会	小西 博之 (会長)	○
6	広島県ろうあ連盟	迫田 和昭 (理事長)	○
7	広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎 (理事長)	○
8	広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰 (会長)	
9	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純 (准教授)	○
10	広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉 (理事)	
11	広島県手話通訳問題研究会	宥免 千英子 (理事長)	○
12	広島県身体障害者団体連合会	欠席	○
13	呉市福祉保健部障害福祉課	欠席	○
14	広島県教育委員会事務局特別支援教育課	林 香 (課長)	○
15	広島県立広島南特別支援学校	欠席	○
16	広島県立広島中央特別支援学校	欠席	
17	広島県健康福祉局	山縣 真紀 (地域共生社会推進担当部長)	○
事務局	広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦 (自立支援担当監)	
		秦 俊治 (グループリーダー)	
		高原 寛 (主査)	
		吉岡 芙未 (主任)	

第2回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議
専門部会（手話言語条例（案）の検討）

次 第

〔日時：令和7年6月10日（火）
14:00～15:00
場所：広島県庁本館6階 講堂〕

1 開 会

2 手話言語条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 閉 会

○ 配付資料

- ・次第
- ・出席者名簿（※）

- 〔・資料1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）〕
- ・資料2 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
 - ・資料3 法律・条例名称について

（※）以降、第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議と同じ資料

第3回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年6月10日（火）
15:00～16:00
場所：広島県庁本館6階 講堂

1 開 会

2 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例の素案（たたき台）に対する意見と対応方針（案）

3 その他

4 閉 会

○ 配付資料

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・資料1 広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料2 広島県手話言語条例（仮称）の素案（新旧対照表）
- ・資料3 法律・条例名称について